

# 兵庫県公報

令和5年3月31日 金曜日 第21号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程	1
○ 企業庁保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める管理規程	34
○ 企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程	35
企業庁告示	
○ 平成12年9月27日企業庁告示第3号（個人情報の保護に関する条例に基づく法人の指定）の廃止	43

## 企業庁管理規程

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県公営企業管理者 水 埜 浩

### 兵庫県企業庁管理規程第3号

#### 企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程

(企業庁組織規程の一部改正)

第1条 企業庁組織規程（昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第4号を次のように改める。

(4) 削除

第12条の2中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 水質管理に関すること。

第17条中「技師」を「技能主任、技能副主任又は技能主事」に改める。

第21条の表課長の項の次に次のように加える。

水道事務専門員
---------

上司の命を受け、水道事務に関する事務その他の担当事務を処理する。
----------------------------------

第22条中「技師」を「技能主任、技能副主任又は技能主事」に改める。

(企業庁財産評価審査会規程の一部改正)

第2条 企業庁財産評価審査会規程（昭和48年兵庫県企業局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

別表中

「企業誘致課長企業誘致課分譲企画官

地域整備振興課長

を

「地域整備振興課長

地域整備振興課開発調整官

に改める。

(企業庁処務規程の一部改正)

第3条 企業庁処務規程（昭和51年6月1日企業庁管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第20号中「個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）」に、「個人情報取扱事務登録簿」を「個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿」に改める。

(企業庁地方機関処務規程の一部改正)

第4条 企業庁地方機関処務規程（昭和51年兵庫県企業庁管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）」に、「個人情報取扱事務登録簿」を「個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿」に改める。

（企業庁会計規程の一部改正）

第5条 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第31条中「小切手は、その支払地が納付しようとする公金機関（企業出納員に納付するものにあつては、当該企業出納員の支払資金として預金口座をもっている出納取扱金融機関。以下「取引店」という。）の加入している手形交換取扱地域（この地域と同様に交換決済ができる他の手形交換所の交換取扱地域を含む。）内にあるもの」を「同号に規定する小切手等の支払地の区域は、全国の区域」に改める。

第36条中「指定して」の右に「督促状により」を加える。

第143条第2項第4号を次のように改める。

(4) ひょうご情報公園都市第2期整備事業

別表第1本庁の款総務課の項中「経営戦略班主幹（財務担当）」を「経営戦略班長」に改める。

別表第7の2を次のように改める。

別表第7の2（第10条関係）

兵庫県地域創生整備事業勘定科目表

収益勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
ひょうご小野産業団地整備事業収益	営業収益	事業収益	土地売却収益	この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。  主たる営業活動から生ずる収益  ひょうご小野産業団地整備事業における造成土地の売却による収益
			事業資産貸付収益	ひょうご小野産業団地整備事業における固定資産に計上されている資産の貸付収益
			定期借地権収益	
			受託工事収益	
			その他営業収益	通常発生する上記以外の収益
			営業外収益	金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益
	営業外収益	その他営業収益	受託調査収益	
			受取配当金	
			受取利息	
			有価証券利息	有価証券による資金運用益を含む。
			預金利息	
			貸付金利息	
			雑受取利息	
	長期前受金戻入	企業法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金		

神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業収益	特別利益	雑収益	不用品売却収益	
			割賦売却利息	造成土地の割賦売却等に伴い発生する利息
			立替施行利息	立替施行代金の割賦償還等に伴い発生する利息
			消費税及び地方消費税	
	営業収益		その他雑収益	上記以外の収益
				当年度の経常的収益から除外すべき利益
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
	営業外収益	その他特別利益		上記以外の特別利益
				この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
事業収益			主たる営業活動から生ずる収益	
		土地売却収益	神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業における造成土地の売却による収益	
		事業資産貸付収益	神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業における固定資産に計上されている資産の貸付収益	
		定期借地権収益		
	受託工事収益			
	その他営業収益		通常発生する上記以外の収益	
	受託調査収益		金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益	
	受取配当金			
	受取利息			
		有価証券利息	有価証券による資金運用益を含む。	
		預金利息		
		貸付金利息		

神戸・三宮東再整備事業収益	特別利益	長期前受金戻入	雑受取利息	企業法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金
		雑収益	不用品売却収益	造成土地の割賦売却等に伴い発生する利息
			割賦売却利息	立替施行代金の割賦償還等に伴い発生する利息
			立替施行利息	
			消費税及び地方消費税	
			その他雑収益	上記以外の収益
				当年度の経常的収益から除外すべき利益
			固定資産売却益	
			過年度損益修正益	
			その他特別利益	上記以外の特別利益
				この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
		営業収益	事業収益	主たる営業活動から生ずる収益
				神戸・三宮東再整備事業における造成土地の売却による収益
				神戸・三宮東再整備事業における固定資産に計上されている資産の貸付収益
				定期借地権収益
		受託工事収益	通常発生する上記以外の収益	
営業外収益	その他営業収益		金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益	
	受託調査収益			
	受取配当金			
	受取利息			
		有価証券利息	有価証券による資金運用益を含む。	
		預金利息		
		貸付金利息		

ひょうご情報 公園都市第2 期整備事業収 益	特別利益	長期前受金戻入	雑受取利息	企業法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金
		雑収益	不用品売却収益	造成土地の割賦売却等に伴い発生する利息
			割賦売却利息	立替施行代金の割賦償還等に伴い発生する利息
			立替施行利息	
			消費税及び地方消費税	
			その他雑収益	上記以外の収益
				当年度の経常的収益から除外すべき利益
		営業収益	固定資産売却益	
			過年度損益修正益	
			その他特別利益	上記以外の特別利益
				この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
				主たる営業活動から生ずる収益
		営業外収益	事業収益	土地売却収益
	事業資産貸付収益		ひょうご情報公園都市第2期整備事業における固定資産に計上されている資産の貸付収益	
	定期借地権収益			
	受託工事収益			
その他営業収益	通常発生する上記以外の収益			
	受託調査収益	金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益		
	受取配当金			
	受取利息			

			有価証券利息 預金利息 貸付金利息 雑受取利息	有価証券による資金運用益を含む。  企業法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金
		長期前受金戻入		
		雑収益	不用品売却収益 割賦売却利息 立替施行利息 消費税及び地方消費税 その他雑収益	造成土地の割賦売却等に伴い発生する利息 立替施行代金の割賦償還等に伴い発生する利息  上記以外の収益 当年度の経常的収益から除外すべき利益
	特別利益	固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益		上記以外の特別利益

費用勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明 ((( ))は細節)
ひょうご小野産業団地整備事業費用	営業費用	事業費用	土地売却原価	この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。  主たる営業活動から生じた費用  ひょうご小野産業団地整備事業における土地造成原価
			事業資産維持管理費	ひょうご小野産業団地整備事業において固定資産に計上されている資産の維持管理費
			受託工事費	
	一般管理費	ひょうご小野産業団地整備事業における土地売却収益等の調定、集金等の業務に要した費用、職員の出張、研修及び退職に要した費用、会議を主催するに要した費用、事業費用で処理するには軽微な費用並びに事業活動の全般に関連する費用((給料)) ((手当等)) ((賞与引当金繰入額)) ((退職給付費)) ((報酬)) ((報償費)) ((法定福利費)) ((旅費)) ((被服費)) ((準備品費)) ((消耗品費)) ((燃料費)) ((光熱水費)) ((通信運搬費)) ((使用料及び賃借料)) ((修繕費)) ((修繕引当金繰入額)) ((補償費)) ((損害保険料)) ((委託料)) ((公課費)) ((交付金)) ((負担金及び分担金)) ((研修費)) ((会議費)) ((資産撤去費)) ((広告料)) ((減価償却費)) ((固定資産除却損)) ((固定資産撤去費)) ((手数料)) ((貸倒引当金繰入額)) ((雑費))		
営業外費用	その他営業費用	通常発生する上記以外の費用		
		支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息 借入金利息 企業債手数料及び取扱費 雑支払利息	金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用

神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業費用	特別損失	雑支出  固定資産売却損 固定資産撤去費 過年度損益修正損 減損損失 その他特別損失	たな卸資産売却原価 消費税及び地方消費税 その他雑支出   時価評価損  その他特別損失	当年度の経常費用から除外すべき損失    事業年度の末日においてたな卸資産の時価評価額が当該たな卸資産の帳簿価額を下回る額 上記以外の特別損失  この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
	営業費用	事業費用	土地売却原価 事業資産維持管理費 受託工事費	主たる営業活動から生じた費用  神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業における土地造成原価 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業において固定資産に計上されている資産の維持管理費



		<p>一般管理費</p> <p>その他営業費用</p> <p>支払利息及び企業債取扱諸費</p> <p>雑支出</p> <p>固定資産売却損</p> <p>固定資産撤去費</p>	<p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業における土地売却収益等の調定、集金等の業務に要した費用、職員の出張、研修及び退職に要した費用、会議を主催するに要した費用、事業費用で処理するには軽微な費用並びに事業活動の全般に関連する費用((給料))((手当等))((賞与引当金繰入額))((退職給付費))((報酬))((報償費))((法定福利費))((旅費))((被服費))((準備品費))((消耗品費))((燃料費))((光熱水費))((通信運搬費))((使用料及び賃借料))((修繕費))((修繕引当金繰入額))((補償費))((損害保険料))((委託料))((公課費))((交付金))((負担金及び分担金))((研修費))((会議費))((資産撤去費))((広告料))((減価償却費))((固定資産除却損))((固定資産撤去費))((手数料))((貸倒引当金繰入額))((雑費))</p> <p>通常発生する上記以外の費用</p> <p>企業債利息</p> <p>借入金利息</p> <p>企業債手数料及び取扱費</p> <p>雑支払利息</p> <p>たな卸資産売却原価</p> <p>消費税及び地方消費税</p> <p>その他雑支出</p>	<p>金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用</p> <p>当年度の経常費用から除外すべき損失</p>
<p>営業外費用</p>				
<p>特別損失</p>				

神戸・三宮東再整備事業費用	営業費用	<p>過年度損益 修正損</p> <p>減損損失</p> <p>その他特別 損失</p>	<p>時価評価損</p> <p>その他特別損 失</p>	<p>事業年度の末日においてたな卸資産の時価評価額が当該たな卸資産の帳簿価額を下回る額</p> <p>上記以外の特別損失</p> <p>この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。</p> <p>主たる営業活動から生じた費用</p>
	事業費用	<p>土地売却原価</p> <p>事業資産維持 管理費</p> <p>受託工事費</p>	<p>神戸・三宮東再整備事業における土地造成原価</p> <p>神戸・三宮東再整備事業において固定資産に計上されている資産の維持管理費</p>	<p>神戸・三宮東再整備事業における土地売却収益等の調定、集金等の業務に要した費用、職員の出張、研修及び退職に要した費用、会議を主催するに要した費用、事業費用で処理するには軽微な費用並びに事業活動の全般に関連する費用（給料）（手当等）（賞与引当金繰入額）（退職給付費）（報酬）（報償費）（法定福利費）（旅費）（被服費）（準備品費）（消耗品費）（燃料費）（光熱水費）（通信運搬費）（使用料及び賃借料）（修繕費）（修繕引当金繰入額）（補償費）（損害保険料）（委託料）（公課費）（交付金）（負担金及び分担金）（研修費）（会議費）（資産撤去費）（広告料）（減価償却費）（固定資産除却損）（固定資産撤去費）（手数料）（貸倒引当金繰入額）（雑費）</p>
	営業外費用	<p>一般管理費</p> <p>その他営業 費用</p>		<p>通常発生する上記以外の費用</p> <p>金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用</p>

ひょうご情報 公園都市第2 期整備事業費 用	特別損失	支払利息及 び企業債取 扱諸費  雑支出  固定資産売 却損 固定資産撤 去費 過年度損益 修正損 減損損失 その他特別 損失	企業債利息 借入金利息 企業債手数料 及び取扱費 雑支払利息  たな卸資産売 却原価 消費税及び地 方消費税 その他雑支出	当年度の経常費用から除外すべき損 失
	営業費用	事業費用	時価評価損  その他特別損 失  土地売却原価  事業資産維持 管理費	事業年度の末日においてたな卸資産 の時価評価額が当該たな卸資産の帳 簿価額を下回る額 上記以外の特別損失  この表に定めるもののほか、別表第8 の当該説明による。  主たる営業活動から生じた費用  ひょうご情報公園都市第2期整備事 業における土地造成原価 ひょうご情報公園都市第2期整備事 業において固定資産に計上されてい る資産の維持管理費

		受託工事費	
	一般管理費		ひょうご情報公園都市第2期整備事業における土地売却収益等の調定、集金等の業務に要した費用、職員の出張、研修及び退職に要した費用、会議を主催するに要した費用、事業費用で処理するには軽微な費用並びに事業活動の全般に関連する費用((給料))((手当等)) ((賞与引当金繰入額))((退職給付費)) ((報酬)) ((報償費)) ((法定福利費)) ((旅費))((被服費)) ((準備品費)) ((消耗品費)) ((燃料費)) ((光熱水費))((通信運搬費)) ((使用料及び賃借料)) ((修繕費)) ((修繕引当金繰入額)) ((補償費)) ((損害保険料)) ((委託料)) ((公課費))((交付金)) ((負担金及び分担金))((研修費)) ((会議費)) ((資産撤去費)) ((広告料)) ((減価償却費)) ((固定資産除却損)) ((固定資産撤去費)) ((手数料)) ((貸倒引当金繰入額)) ((雑費))
	その他営業費用		通常発生する上記以外の費用
営業外費用			金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
	支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息 借入金利息 企業債手数料及び取扱費 雑支払利息	
	雑支出	たな卸資産売却原価 消費税及び地方消費税 その他雑支出	
特別損失			当年度の経常費用から除外すべき損失
	固定資産売却損		
	固定資産撤去費		

		過年度損益 修正損 減損損失 その他特別 損失	時価評価損  その他特別損 失	事業年度の末日においてたな卸資産 の時価評価額が当該たな卸資産の帳 簿価額を下回る額  上記以外の特別損失
--	--	-------------------------------------	--------------------------	---

資産勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明 ((( ))は細節)
固定資産	有形固定資産	土地          建物          構築物          機械及び装置	ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 神戸・三宮東再整備事業 ひょうご情報公園都市第2期整備事業 ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 神戸・三宮東再整備事業 ひょうご情報公園都市第2期整備事業 ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 神戸・三宮東再整備事業 ひょうご情報公園都市第2期整備事業 ひょうご小野産業団地整備事業	この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。

		神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業
		神戸・三宮東再整備事業
		ひょうご情報公園都市第2期整備事業
	車両運搬具	
		ひょうご小野産業団地整備事業
		神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業
		神戸・三宮東再整備事業
		ひょうご情報公園都市第2期整備事業
	工具器具及び備品	
		ひょうご小野産業団地整備事業
		神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業
		神戸・三宮東再整備事業
		ひょうご情報公園都市第2期整備事業
	リース資産	
		ひょうご小野産業団地整備事業
		神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業
		神戸・三宮東再整備事業
		ひょうご情報公園都市第2期整備事業
	減価償却累計額	

		<p>建設仮勘定</p> <p>処分仮勘定</p>	<p>ひょうご小野産業団地整備事業</p> <p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業</p> <p>神戸・三宮東再整備事業</p> <p>ひょうご情報公園都市第2期整備事業</p> <p>神戸・三宮東再整備事業</p> <p>ひょうご小野産業団地整備事業</p> <p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業</p> <p>神戸・三宮東再整備事業</p> <p>ひょうご情報公園都市第2期整備事業</p> <p>ひょうご小野産業団地整備事業</p> <p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業</p> <p>神戸・三宮東再整備事業</p> <p>ひょうご情報公園都市第2期整備事業</p>	<p>((土地)) ((建物)) ((構築物)) ((機械及び装置)) ((車両運搬具)) ((工具器具及び備品)) ((無形固定資産)) ((貯蔵品))</p> <p>((土地)) ((建物)) ((構築物)) ((機械及び装置)) ((車両運搬具)) ((工具器具及び備品)) ((無形固定資産)) ((貯蔵品))</p> <p>((土地)) ((建物)) ((構築物)) ((機械及び装置)) ((車両運搬具)) ((工具器具及び備品)) ((無形固定資産)) ((貯蔵品))</p> <p>((土地)) ((建物)) ((構築物)) ((機械及び装置)) ((車両運搬具)) ((工具器具及び備品)) ((無形固定資産)) ((貯蔵品))</p>
<p>無形固定資産</p>	<p>無形固定資産</p>			
<p>投資等</p>		<p>投資有価証券</p>		



		<p>出資金</p> <p>長期貸付金</p> <p>長期未収金</p>	<p>ひょうご小野産業団地整備事業</p> <p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業</p> <p>神戸・三宮東再整備事業</p> <p>ひょうご情報公園都市第2期整備事業</p> <p>ひょうご小野産業団地整備事業</p> <p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業</p> <p>神戸・三宮東再整備事業</p> <p>ひょうご情報公園都市第2期整備事業</p> <p>ひょうご小野産業団地整備事業</p> <p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業</p> <p>神戸・三宮東再整備事業</p> <p>ひょうご情報公園都市第2期整備事業</p> <p>ひょうご小野産業団地整備事業</p> <p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業</p> <p>神戸・三宮東再整備事業</p>	<p>割賦売却代金に関する未収金のうち、返済期限が貸借対照日から1年を超えるもの</p>
--	--	--------------------------------------	--	--

<p>完成事業資産</p>	<p>ひょうご小野産業団地整備事業完成事業資産</p> <p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業完成事業資産</p> <p>ひょうご情報公園都市第2期整備事業完成事業資産</p>	<p>その他投資</p> <p>ひょうご小野産業団地整備事業完成事業資産</p> <p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業完成事業資産</p>	<p>ひょうご情報公園都市第2期整備事業</p> <p>ひょうご小野産業団地整備事業</p> <p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業</p> <p>神戸・三宮東再整備事業</p> <p>ひょうご情報公園都市第2期整備事業</p>	<p>地域創生整備事業における完成事業資産を処理する科目</p>
<p>未成事業資産</p>	<p>ひょうご小野産業団地整備事業整備費</p>	<p>ひょうご小野産業団地整備事業整備費</p>	<p>用地費</p>	<p>地域創生整備事業の建設期間中必要とする経費</p>

		補償費 補償工事費 土地造成費 護岸設備費 道路設備費 橋梁設備費 その他設備費 調査設計費 施設建設費 直接経費 関連事業費 事業設備費 受託事業費 総係費	借地補償費及び用地借上料並びに事業損失を含む。  未成事業資産の維持整備及び撤去に要する経費 地域創生整備事業に関連して発生する経費（請負工事費、原材料購入費を除く。） ((土地)) ((建物)) ((構築物)) ((機械及び装置)) ((車両運搬具)) ((工具器具及び備品)) ((リース資産)) ((無形固定資産))  各細節等の説明は、修繕費及び撤去費のほか別表第8の当該説明による。 ((給料))特別職給、行政職給、その他給料 ((手当等))扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び児童手当 ((賞与引当金繰入額)) ((退職給付費)) ((報酬)) ((報償費)) ((法定福利費))職員共済組合交付金、職員公務災害補償負担金、保険料 ((旅費)) ((被服費)) ((準備品費)) ((消耗品費)) ((燃料費)) ((光熱水費))
--	--	--	--

				((通信運搬費)) ((試験調査費)) ((使用料及び賃借料)) ((修繕費))各種資産、準備品費、消耗品及びこれらに類するものの機能維持及び修繕に要する経費(「(目)ひょうご小野産業団地整備事業整備費(節)直接経費」の対象になるものを除く。) ((修繕引当金繰入額)) ((補償費)) ((損害保険料)) ((委託料)) ((公課費)) ((交付金)) ((負担金及び分担金)) ((研修費)) ((会議費)) ((撤去費))事業設備の撤去に要する経費で現金支出を伴うもの ((広告料)) ((手数料)) ((雑費)) ((企業債利息)) ((企業債手数料及び取扱諸費)) ((企業債発行差金)) ((長期借入金利息)) ((一時借入金利息)) ((割賦取得利息))
		建設利息		
		処分仮勘定		年度末に「(目)ひょうご小野産業団地整備事業整備費(節)事業設備費」又は貯蔵品と相殺することを前提に整理している年度途中に処分(減耗を含む。)した事業設備の帳簿価格を処理する勘定科目  細々節は(節)事業設備費のそれに貯蔵品を加えるものとする。
		消費税及び地方消費税		消費税及び地方消費税の会計処理に伴い経費として生じた額を年度末に「(節)経費振替額」に振替処理する勘定科目
		経費振替額		

<p>神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業整備 費</p>	<p>神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業整備 費</p>	<p>用地費 補償費 補償工事費  土地造成費 護岸設備費 道路設備費 橋梁設備費 その他設備費 調査設計費 施設建設費 直接経費 関連事業費  事業設備費  受託事業費 総係費</p>	<p>地域創生整備事業の建設期間中必要とする経費</p> <p>借地補償費及び用地借上料並びに事業損失を含む。</p> <p>未成事業資産の維持整備及び撤去に要する経費</p> <p>地域創生整備事業に関連して発生する経費（請負工事費、原材料購入費を除く。）</p> <p>((土地)) ((建物)) ((構築物)) ((機械及び装置)) ((車両運搬具)) ((工具器具及び備品)) ((リース資産)) ((無形固定資産))</p> <p>各細節等の説明は、修繕費及び撤去費のほか別表第8の当該説明による。</p> <p>((給料))特別職給、行政職給、その他給料</p> <p>((手当等))扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び児童手当</p> <p>((賞与引当金繰入額))</p> <p>((退職給付費))</p> <p>((報酬))</p> <p>((報償費))</p> <p>((法定福利費))職員共済組合交付金、職員公務災害補償負担金、保険料</p>
--	--	---	--

				((旅費)) ((被服費)) ((準備品費)) ((消耗品費)) ((燃料費)) ((光熱水費)) ((通信運搬費)) ((試験調査費)) ((使用料及び賃借料)) ((修繕費))各種資産、準備品費、消耗品及びこれらに類するものの機能維持及び修繕に要する経費(「(目)神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業整備費(節)直接経費」の対象になるものを除く。) ((修繕引当金繰入額)) ((補償費)) ((損害保険料)) ((委託料)) ((公課費)) ((交付金)) ((負担金及び分担金)) ((研修費)) ((会議費)) ((撤去費))事業設備の撤去に要する経費で現金支出を伴うもの ((広告料)) ((手数料)) ((雑費)) ((企業債利息)) ((企業債手数料及び取扱諸費)) ((企業債発行差金)) ((長期借入金利息)) ((一時借入金利息)) ((割賦取得利息))
			建設利息	
			処分仮勘定	年度末に「(目)神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業整備費(節)事業整備費」又は貯蔵品と相殺することを前提に整理している年度途中に処分(減耗を含む。)した事業設備の帳簿価格を処理する勘定科目  細々節は(節)事業整備費のそれに貯蔵品を加えるものとする。

	<p>ひょうご情報 公園都市第2 期整備事業整 備費</p>	<p>ひょうご情報 公園都市第2 期整備事業整 備費</p>	<p>消費税及び地 方消費税</p> <p>経費振替額</p> <p>用地費 補償費 補償工事費</p> <p>土地造成費 護岸設備費 道路設備費 橋梁設備費 その他設備費 調査設計費 施設建設費 直接経費</p> <p>関連事業費</p> <p>事業設備費</p> <p>受託事業費 総係費</p>	<p>消費税及び地方消費税の会計処理に 伴い経費として生じた額を年度末に 「(節) 経費振替額」に振替処理する 勘定科目</p> <p>地域創生整備事業の建設期間中必要 とする経費</p> <p>借地補償費及び用地借上料並びに事 業損失を含む。</p> <p>未成事業資産の維持整備及び撤去に 要する経費</p> <p>地域創生整備事業に関連して発生す る経費（請負工事費、原材料購入費を 除く。）</p> <p>((土地)) ((建物)) ((構築物)) ((機械及び装置)) ((車両運搬具)) ((工具器具及び備品)) ((リース資 産)) ((無形固定資産))</p> <p>各細節等の説明は、修繕費及び撤去費 のほか別表第8の当該説明による。  ((給料))特別職給、行政職給、その他 給料  ((手当等))扶養手当、地域手当、住居 手当、初任給調整手当、通勤手当、単 身赴任手当、管理職手当、特殊勤務手 当、寒冷地手当、超過勤務手当、夜勤 手当、宿日直手当、管理職員特別勤務 手当、期末手当、勤勉手当及び児童手 当</p>
--	--	--	--	---

				((賞与引当金繰入額)) ((退職給付費)) ((報酬)) ((報償費)) ((法定福利費))職員共済組合交付金、 職員公務災害補償負担金、保険料 ((旅費)) ((被服費)) ((準備品費)) ((消耗品費)) ((燃料費)) ((光熱水費)) ((通信運搬費)) ((試験調査費)) ((使用料及び賃借料)) ((修繕費))各種資産、準備品費、消耗 品及びこれらに類するものの機能維 持及び修繕に要する経費(「(目)ひ ょうご情報公園都市第2期整備事業 整備費(節)直接経費」の対象になる ものを除く。) ((修繕引当金繰入額)) ((補償費)) ((損害保険料)) ((委託料)) ((公課費)) ((交付金)) ((負担金及び分担金)) ((研修費)) ((会議費)) ((撤去費))事業設備の撤去に要する 経費で現金支出を伴うもの ((広告料)) ((手数料)) ((雑費)) ((企業債利息)) ((企業債手数料及び取扱諸費)) ((企業債発行差金)) ((長期借入金利息)) ((一時借入金利息)) ((割賦取得利息))
			建設利息	



流動資産	現金預金 未収金 有価証券 貯蔵品 短期貸付金 前払費用 前払金	現金	処分仮勘定	年度末に「(目) ひょうご情報公園都市第2期整備事業整備費(節) 事業設備費」又は貯蔵品と相殺することを前提に整理している年度途中に処分(減耗を含む。)した事業設備の帳簿価格を処理する勘定科目
		預金	消費税及び地方消費税	細々節は(節) 事業設備費のそれに貯蔵品を加えるものとする。 消費税及び地方消費税の会計処理に伴い経費として生じた額を年度末に「(節) 経費振替額」に振替処理する勘定科目
		未収金	経費振替額	
		営業未収金		「(項) 営業収益」に関する未収金
		営業外未収金		「(項) 営業外収益」及び「(項) 特別利益」に関する未収金
		その他未収金		上記以外の未収金
		未収消費税及び地方消費税還付金		
		貸倒引当金		未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
		有価証券	有価証券 保管有価証券	
		貯蔵品	貯蔵品	原材料 消耗品 その他貯蔵品
短期貸付金	他会計貸付金			
前払費用	前払費用			
前払金	前払消費税及び地方消費税 前払金			

	未収収益 その他流動資産	未収収益 仮払消費税及び地方消費税 その他流動資産		上記以外の流動資産
--	-----------------	---------------------------------	--	-----------

資本勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
資本金	資本金	固有資本金 繰入資本金 組入資本金		この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
剰余金	資本剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 その他資本剰余金		
	利益剰余金	減債積立金 他会計借入金償還積立金 建設改良積立金 当年度未処分利益剰余金(当年度未処理欠損金)		上記以外の資本剰余金
			繰越利益剰余金年度末残高(繰越欠損金年度末残高)	当年度末における繰越利益剰余金(繰越欠損金)の額に当年度の純利益(純損失)の金額を加減した額
			当年度純利益(当年度純損失)	前年度未処分利益剰余金(前年度未処理欠損金)の額から前年度利益剰余金処分量(前年度欠損金処理額)を控除して得た繰越利益剰余金(繰越欠損金)の額
評価差額等	評価差額等	有価証券評価差額		当年度の損益取引の結果発生した純利益(純損失)

負債勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
固定負債	企業債	建設改良企業債	ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 神戸・三宮東再整備事業 ひょうご情報公園都市第2期整備事業	この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
		その他企業債	ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 神戸・三宮東再整備事業 ひょうご情報公園都市第2期整備事業	
	他会計借入金	建設改良借入金	ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 神戸・三宮東再整備事業 ひょうご情報公園都市第2期整備事業	
		その他借入金	ひょうご小野産業団地整備事業	

	<p>基金借入金</p>	<p>建設改良借入金</p>	<p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業</p> <p>神戸・三宮東再整備事業</p> <p>ひょうご情報公園都市第2期整備事業</p>	<p>建設改良費等の財源に充てるために他の基金から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）</p>
		<p>その他借入金</p>	<p>ひょうご小野産業団地整備事業</p> <p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業</p> <p>神戸・三宮東再整備事業</p> <p>ひょうご情報公園都市第2期整備事業</p>	<p>建設改良費等以外の財源に充てるために他の基金から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）</p>
	<p>リース債務</p>	<p>リース債務</p>	<p>ひょうご小野産業団地整備事業</p> <p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業</p>	

	<p>長期未払金</p>	<p>長期未払金</p>	<p>神戸・三宮東再 整備事業 ひょうご情報 公園都市第2 期整備事業</p>	<p>割賦取得代金に関する未払金のうち、 支払期限が貸借対照日から1年を超 えるもの</p>
	<p>引当金</p>	<p>退職給付引当 金</p>	<p>ひょうご小野 産業団地整備 事業 神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業 神戸・三宮東再 整備事業 ひょうご情報 公園都市第2 期整備事業</p>	
		<p>整備引当金</p>	<p>ひょうご小野 産業団地整備 事業 神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業 神戸・三宮東再 整備事業 ひょうご情報 公園都市第2 期整備事業</p>	<p>将来見込まれる整備費を前倒しで処 理するもの</p>

流動負債	その他固定負債	建設諸収入	ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 神戸・三宮東再整備事業 ひょうご情報公園都市第2期整備事業	企業法施行令第16条第4項の規定により整理中の整備費を減額する収入
		工事負担金	ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 神戸・三宮東再整備事業 ひょうご情報公園都市第2期整備事業	
	企業債	建設改良企業債		
		その他企業債		
	他会計借入金	建設改良借入金		
		その他借入金		
	基金借入金	建設改良借入金		1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の基金から繰り入れた借入金
		その他借入金		1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の基金から繰り入れた借入金
	一時借入金	一時借入金		
	リース債務			

繰延収益	未払金	リース債務		
		営業未払金		「(款) ひょうご小野産業団地整備事業費用、(款) 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業費用、(款) 神戸・三宮東再整備事業、(款) ひょうご情報公園都市第2期整備事業費用」に関する未払金
		未払消費税及び地方消費税		
		その他未払金		上記以外の未払金
	前受金	前受金		
	引当金	賞与引当金		
		修繕引当金		
	その他流動負債	預り金	預り保証金	
			預り諸税	
			その他預り金	
		預り有価証券		
		仮受消費税及び地方消費税		
		その他流動負債	上記以外の流動負債	
	長期前受金		償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額	
		国庫補助金	ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 神戸・三宮東再整備事業 ひょうご情報公園都市第2期整備事業	



		<p>工事負担金</p>	<p>ひょうご小野 産業団地整備 事業</p> <p>神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業</p> <p>神戸・三宮東再 整備事業</p> <p>ひょうご情報 公園都市第2 期整備事業</p>	
		<p>受贈財産</p>	<p>ひょうご小野 産業団地整備 事業</p> <p>神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業</p> <p>神戸・三宮東再 整備事業</p> <p>ひょうご情報 公園都市第2 期整備事業</p>	
		<p>寄付金</p>	<p>ひょうご小野 産業団地整備 事業</p> <p>神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業</p> <p>神戸・三宮東再 整備事業</p> <p>ひょうご情報 公園都市第2 期整備事業</p>	
		<p>その他長期前 受金</p>	<p>ひょうご小野 産業団地整備 事業業</p> <p>神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業</p> <p>神戸・三宮東再 整備事業</p>	

			ひょうご情報 公園都市第2 期整備事業	
--	--	--	---------------------------	--

整理勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
整理勘定	照合勘定	整理勘定		本庁・事務所間取引及び片伝票となる取引について整理する勘定科目

(企業庁公有財産取扱規程の一部改正)

第6条 企業庁公有財産取扱規程（昭和56年兵庫県企業庁管理規程第5号）の一部を次のとおり改正する。別表第4地域創生整備事業の項を次のように改める。

地域創生整備事業	ひょうご小野産業団地、神戸・鈴蘭台西、神戸・三宮東、ひょうご情報公園都市第2期
----------	---

(企業庁公文書管理規程の一部改正)

第7条 企業庁公文書管理規程（令和2年3月31日企業庁管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第11条において」を「以下」に改める。

第8条に次の1項を加える。

2 職員は、法律若しくはこれに基づく命令、条例又は他の管理規程（以下「法令等」という。）の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により文書を作成することが規定されている場合、文書を電磁的記録により管理することによって事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情がある場合を除き、原則として、電磁的記録により文書を作成しなければならない。

第15条第3項の次に次の1項を加える。

4 総括文書管理者は、法令等の規定において書面等により公文書を保存することが規定されている場合、公文書を電磁的記録により管理することによって事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情がある場合を除き、原則として、電磁的記録により公文書を保存しなければならない。

第20条第5号中「個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第14条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項」に、「同条例第41条の2」を「同法第78条第1項第4号」に改める。

第25条中「法律若しくはこれに基づく命令、条例又は他の管理規程（以下この条において「法令等」という。）」を「法令等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定による改正後の企業庁会計規程第143条第2項第4号、別表第7の2の規定は、令和5年度以降の年度の勘定科目から適用し、令和4年度以前の年度の勘定科目については、なお従前の例による。



企業庁保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規程をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県公営企業管理者 水 埜 浩

企業庁保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める管理規程

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の実施のため、必要な事項については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）に定めのあるもののほか、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則（令和5年兵庫県規則第7号）第1条から第23条までの規定の例による。

附 則

- 1 この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 個人情報の保護に関する条例施行規程（平成9年兵庫県企業庁管理規程第1号）は、廃止する。



企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県公営企業管理者 水 埜 浩

兵庫県企業庁管理規程第5号

企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程

（企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第1条 企業職員の給与に関する規程（昭和41年12月22日企業庁管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び4項を次のように改める。

- 2 「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に、「単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則」を「技能労務職員の給与及び費用弁償に関する規則」に改める。
- 4 「単純な労務に雇用される職員」を「技能労務職員」に改める。

第3条3項1号中「地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号。以下「定年条例」という。）第12条又は第13号第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に勤務時間規程第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を「に勤務時間規程第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」に改める。

第6条の2第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第6条の3第1項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条第1項中「単純な労務に雇用される職員」を「技能労務職員」に改める。

附則に次の36項を加える。

（特定日以後の給料月額の特例）

- 7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年兵庫県条例第39号。以下「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号。以下「改正前の定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員にあつては、63歳）に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（同条例第6条に規定する職をいう。）を占める職員  
（管理監督職勤務上限年齢調整額）
- 9 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（附則第50項で定める職員を除く）には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。  
（管理監督職勤務上限年齢調整額に準ずる額）
- 11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、附則第16項から附則第25項までで定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、附則第26項から附則第41項までで定めるところにより、附則第9又は附則第10項若しくは前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。  
（読替規定）
- 13 附則第9項又は附則第10項若しくは前項の規定による給料を支給される職員に対する第6条の2第5項（第6条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料」とあるのは、「給料と附則第9項又は第10項若しくは前項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 14 この項から附則第40項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 管理監督職 職員の定年等に関する条例第6条に規定する職をいう。
  - (2) 異動期間 職員の定年等に関する条例第9条第1項に規定する異動期間（同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
  - (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）をされた職員であつて、附則第7項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であつたものをいう。
  - (4) 特定日 附則第7項に規定する特定日をいう。
  - (5) 降格 職員の給与に関する規則第2条第7号に規定する降格のうち、他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
  - (6) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給基準表に異なる初任給の定めがある職種に属する他の職への異動をいう。
  - (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
  - (8) 上限額 職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあつては、当該給料月額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。）

- (9) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。  
(附則第7項で定める職員)
- 15 附則第7項で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
- ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
- イ 異動日から特定日までの間に降格をした職員
- ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
- エ 異動日以後に管理者がその号給を決定した職員
- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員  
(他の職への降任等をされた職員に対する附則第11項の規定による給料の支給)
- 16 他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に附則第7項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「附則第16項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（附則第18項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、附則第16項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、附則第11項の規定による給料として支給する。
- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合（給料表異動等が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額
- (4) 異動日以後に管理者がその号給を決定した職員 管理者が定める額
- (5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額
- 17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「附則第16項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 18 附則第16項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は附則第16項第1号から第3号までのいずれかに該

当する職員であるものとし、当該職員について適用される附則第16項基礎給料月額、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

- 19 附則16項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、管理者が定める日以後、管理者が定める額を、附則第11項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する附則第11項の規定による給料の支給）

- 20 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（定年条例第9条の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に附則第7項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項及び次項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「附則第20項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（附則第22項各号、附則第24項及び附則第25項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、附則第20項基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、附則第11項の規定による給料として支給する。

- 21 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「附則第20項基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

- 22 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に附則第7項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項及び次項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「附則第22項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（附則第24項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、附則第22項基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、附則第11項の規定による給料として支給する。

(1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員の申出に基づき行うものを除く。以下この号において同じ。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、

これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(4) 仮定異動期間末日以後に管理者がその号給を決定した職員 管理者が定める額

(5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

23 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「附則第22項基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

24 附則第22項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は附則第22項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される附則第22項基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

25 附則第22項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、管理者が定める日以後、管理者が定める額を、附則第11項の規定による給料として支給する。

(降任相当給料表異動をした職員に対する附則第11項の規定による給料の支給)

26 降任相当給料表異動(地方公務員法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下同じ。)をした職員(第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員を除く。附則第29項において同じ。)であって、降任相当転任日(当該降任相当給料表異動をした日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第29項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。)が降任相当転任日の前日に降任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「附則第26項基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、附則第26項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、附則第12項の規定による給料として支給する。

27 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「附則第26項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

28 降任相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される附則第26項基礎給料月額は、附則第26項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

29 降任相当給料表異動をした職員であって、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、附則第7項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、管理者が定める日以後、管理者が定める額を、附則第12項の規定による給料として支給する。

(1) 降任相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 降任相当転任日から特定日までの間に降格をした職員

(3) 降任相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(降任相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)

- (4) 降任相当転任日以後に管理者がその号給を決定した職員
- 30 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員であつて、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第33項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任相当転任日に附則第7項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項及び次項において「転任日給料月額」という。）が降任相当転任日の前日に降任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から当該降任相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「附則第30項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任相当転任日以後、附則第30項基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、附則第12項の規定による給料として支給する。
- 31 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「附則第30項基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 32 仮定異動期間末日の前日から降任相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される附則第30項基礎給料月額は、附則第30項に規定する給料月額について降任相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 33 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員であつて、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、附則第7項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、管理者が定める日以後、管理者が定める額を、附則第12項の規定による給料として支給する。
- (1) 降任相当転任日後に給料表異動等をした職員
  - (2) 仮定異動期間末日から降任相当転任日までの間に降格（職員の申出に基づき行うものを除く。）をした職員
  - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
  - (4) 仮定異動期間末日以後に管理者がその号給を決定した職員  
（特例任用期間降格等職員に対する附則第12項の規定による給料の支給）
- 34 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員（仮定異動期間末日において職員の定年等に関する条例第9条第3項の規定により異動期間を延長されることとなる管理監督職を占める職員も含む。）のうち、仮定異動期間末日から地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の申出に基づき行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第37項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この項において同じ。）に附則第7項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項及び次項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「附則第34項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、附則第34項基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、附則第12項の規定による給料として支給する。
- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
  - (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員特例任用



- 期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 35 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「附則第34項基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 36 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される附則第34項基礎給料月額は、附則第34項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 37 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、附則第7項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、管理者が定める日から地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、管理者が定める額を、附則第12項の規定による給料として支給する。
- (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に第6条に規定する昇格をした職員
  - (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員
  - (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員の申出に基づき行うものを除く。）をした職員
  - (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
  - (5) 仮定異動期間末日以後に管理者がその号給を決定した職員  
（人事交流等職員に対する附則第12項の規定による給料の支給）
- 38 国及び他の地方公共団体の公務員、職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第9条第5項第2号に規定する公庫等職員（以下「公庫等職員」という。）、職員の退職手当に関する条例第9条の3第1項に規定する公立大学法人役員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者であって、管理監督職以外の職に採用された職員（以下「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この項において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第41項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳（令和4年改正条例第1条の規定による改正前の定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員にあっては、65歳）に達した日後における最初の4月1日（以下「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして附則第7項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「附則第38項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、附則第38項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、附則第12項の規定による給料として支給する。
- 39 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「附則第38項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 40 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が

仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される附則第38項基礎給料月額は、附則第38項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

41 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、附則第7項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、管理者が定める日以後、管理者が定める額を、附則第12項の規定による給料として支給する。

(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて国及び他の地方公共団体の公務員、職員の退職手当に関する条例第9条第5項第2号に規定する公庫等職員、職員の退職手当に関する条例第9条の3第1項に規定する公立大学法人役員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

(2) 人事交流等職員となった日以後に給料表異動等をした職員

(3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員

(4) 人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後に育児短時間勤務等をした職員

(5) 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

(この規程により難い場合の措置)

42 附則第9項、附則第11項及び附則12項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、管理者が別段の取扱いをすることができる。

(企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成7年3月31日企業庁管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条3項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号)第12条又は第13条第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第14項第2号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

第15条の4第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年兵庫県条例第39号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第2条第1項若しくは第2項、第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。))は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、令和4年改正条例第18条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正後の給与の種類条例」という。)第17条及び改正後の企業職員の給与に関する規程(以下「改正後の給与規程」という。)第6条の2第2項の規定を適用する。

3 改正後の職員の給与等に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第26条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の改正後の給与規程第6条の3第1項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

4 改正後の給与規程附則第7項から第13項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 5 次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員のうち、令和4年改正条例第5条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条第1号又は第3号に掲げる職員であって、改正後の職員の給与に関する規則（以下「改正後の給与規則」という。）第29条の8第2号に規定する常例にあるものは、改正後の給与条例第17条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則管理者が定める職員とする。
- (1) 令和4年改正条例附則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の規定による採用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「改正前の地公法」という。）第28条の2第1項の規定により退職した日（改正前の地公法第28条の3又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び改正前の地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は令和4年改正条例附則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- (2) 令和4年改正条例附則第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項又は第5条第2項の規定による採用（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した日（同法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和4年改正条例附則第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項又は第5条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- 6 令和4年改正条例附則第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項又は第5条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員に対する改正後の職員給与規則第29条の8の規定の適用については、改正後の給与規則第29条の8第2号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日（令和4年改正条例附則第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項又は第5条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。
- （暫定再任用職員等の単身赴任手当に関する経過措置）
- 7 第5項に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、改正後の給与規則第33条の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する事務所等に通勤することが改正後の職員規則第33条の3に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、職員の給与等に関する条例第17条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員として管理者が定める職員とする。
- 8 施行日前に、改正前の職員の給与に関する規則（以下「改正前の給与規則」という。）第33条の5第7号アに該当する採用をされた職員については、これらの規定は、同規則の施行後も、なおその効力を有する。
- 9 施行日前に、改正前の地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用をされた職員については、改正前の給与規則第33条の5の規定は、同規則の施行後も、なおその効力を有する。
- 10 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第3条第3項第2号の規定を適用する。
- 11 暫定再任用短時間勤務職員は、短時間勤務職員とみなして、給与規程第6条の2第2項及び第6条の3第1項第2号の規定を適用する。
- （企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に伴う経過措置）
- 12 暫定再任用職員短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第2条第3項、第3条第1項ただし書及び第2項、第4条第2項、第9条第1項及び第4項並びに第11条第2項の規定を適用する。

## 企業庁告示

### 兵庫県企業庁告示第1号

平成12年9月27日企業庁告示第3号（個人情報の保護に関する条例に基づく法人の指定）は、令和5年3月31日限り、廃止する。

令和5年3月31日

兵庫県公営企業管理者 水 埜 浩